



平成19年 1 月15日

各 位

会社名 株式会社 ハルテック
代表者名 取締役社長 會 田 正
(コード番号 5916 東証・大証第1部)
問合せ先
取締役執行役員管理担当 北 垣 一 郎
(TEL. 03-5847-0411 代表)

建設業法に基づく営業停止処分に関するお知らせ

当社は、国土交通省関東地方整備局、東北地方整備局及び北陸地方整備局が発注する鋼橋上部工事の入札受注に関し、独占禁止法違反として東京高等検察庁より起訴され平成18年11月10日に判決を受け、罰金刑が確定したこと、また、日本道路公団が発注する鋼橋上部工事の入札受注に関し、独占禁止法違反として公正取引委員会より平成17年9月29日に排除勧告を受けこれを応諾したことにより、平成19年1月15日付で国土交通省近畿地方整備局より、建設業法第28条第3項の規定に基づき、下記のとおり営業停止処分を受けましたのでお知らせいたします。

このことにより、関係各位には多大なるご迷惑・ご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。また当社といたしましては、この処分を厳粛に受け止め、引き続きコンプライアンス体制の強化を図り、信頼回復に努めてまいり所存であります。

記

1. 停止を命ぜられた営業の範囲

鋼構造物工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

2. 期間

平成19年1月30日から平成19年3月15日までの45日間

3. 業績に与える影響

今回の行政処分による当社の業績に与える影響につきましては、平成18年11月17日に公表いたしました業績予想に織り込んでおります。

以上